マイナンバーカードを持ちませんか？

マイナンバーカードって何に使うの？

①マイナンバー（個人番号）カードは、顔写真の入った公的な身分証明書となります。
　パスポートや運転免許証と同じように、本人確認が必要な手続きに使用できます。
②国が運営するオンラインサービスである「マイナポータル」が利用出来ます。和寒町では、児童手当、保育施設等利用、児童扶養手当、妊娠の届出の電子申請ができます。
③これまでの住基カードに替わり、e-Tax による確定申告が可能です。まだ住基カードの電子証明書の有効期限が残っている方は、そのまま住基カードを利用できますが、今後は更新できませんので、カードを利用した確定申告を行う場合、マイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードの申請方法は？

①郵送申請
　４年前に全世帯に送付された、通知カードと組になっている交付申請書に顔写真を貼り付けて郵送します。
　※申請書を紛失した場合は、役場１階お客さま窓口で新しい申請書をお渡しします。
②スマートフォンからの申請
　スマートフォンのカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のＱＲコードから申請用のウェブページを開き、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。
③パソコンからの申請
　デジタルカメラ等で撮影した写真をパソコンに保存し、申請用ウェブサイトを開き、必要事項を入力、顔写真を添付して送信します。

マイナンバーカードの受取方法は？

　身分証明書となる大切なカードであるため、大変お手数ですが役場１階お客さま窓口での手渡しによる方法のみとなります。
①交付通知書
②本人確認書類（運転免許証、パスポート、在留カードのいずれか１つ）
③通知カードをご持参ください。
　代理の方が受取に来られる場合は、上記の書類に加えて、
・代理の方の本人確認書類
・本人が来庁できない理由が確認できる書類
・代理権の確認書類が必要となります。

■スマートフォン・パソコンをお持ちでない方は、マイナンバーカードの申請は役場でも行えます！

住民票とマイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できます

　11月5日（火）から住民票、マイナンバーカード（個人番号カード）へ旧姓が併記できるようになります。婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏を住民票やマイナンバーカードに記載されることにより、旧姓で本人確認の証明が可能となります。これにより、保険・携帯電話の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面でも旧姓の証明に使用可能となり、勤務先などで使用している氏と本来の氏が異なる場合の本人確認等にも使用できます。

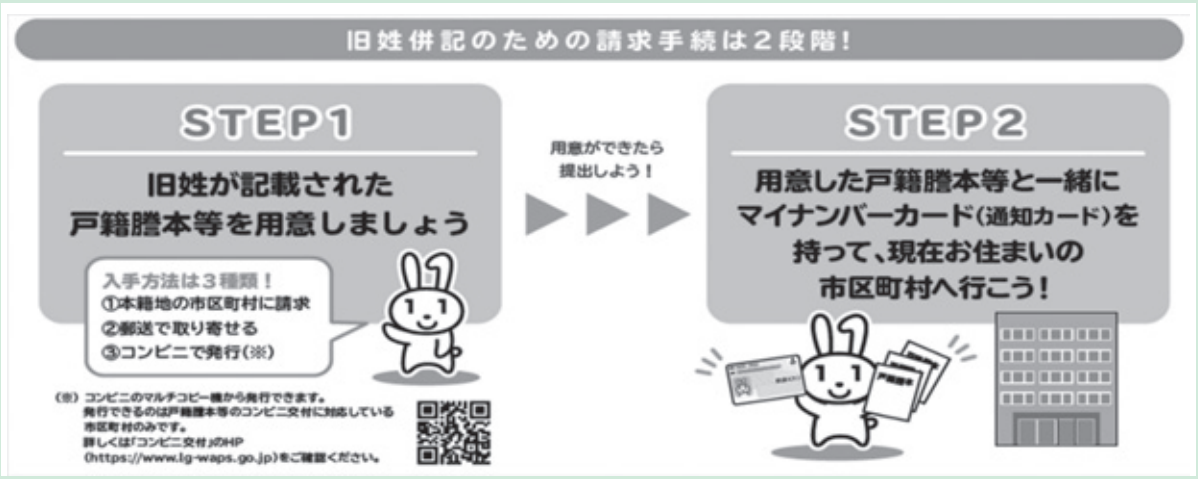

お問合せは役場住民課お客さま窓口係（☎32-2500）、または総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html）をご覧ください。